参考資料2

著作権法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○著作権法 ○著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号) (昭和四十五年法律第四十八号) (第二条関係) (第一条関係) 29 1

を除く。 を表示しないことその他のやむを得ない事情により変更されたもの であること

学省令で定めるものが講じられているものであること ジタル方式の複製を防止し 当該自己 動公衆送信を受信して行う放送番組又は有線放送番組 又は抑止するための措置として文部科 のデ

九の八 給を受けて放送同時配信等を業として行う事業者をいう。 る放送事業者又は有線放送事業者から放送番組又は有線放送番組の供 長官が定める密接な関係(以下単に 放送同時配信等事業者 人的関係又は資本関係において文化庁 「密接な関係」という。 を有す

十~二十(略

機器が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する ログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行 記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。 ード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して 方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、 ものを除く。)であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる を制限する手段 する行為を含む。 技術的利用制限手段 (著作権者等の意思に基づくことなく用いられている 以下この号及び第百十三条第六項において同じ。) 電磁的方法により、 著作物等の視聴 実演、 レコ

二 十 二 略

十三 百三十 一号) 著作権等管理事業者 第 一条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。 著作権等管理事業法 (平成十二年法律第

一十四·二十五 (略)

2 \ 8 略

9 の四、 前二項に掲げる用語については、それぞれこれらを動詞の語幹として用 この法律において、 第九号の五、 第九号の七若しくは第十三号から第十九号まで又は 第一項第七号の二、第八号、第九号の二、第九号

十 -十 十

二 十 二 二十一 技術的利用制限手段 当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、 する行為を含む。 ログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行 に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。 くは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体 定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は く。)であつて、 権者等」という。 を制限する手段 (略 著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特 (著作権者、 以下この号及び第百十三条第六項において同じ。) の意思に基づくことなく用いられているものを除 出版権者又は著作隣接権者(以下「著作 電磁的方法により、 実演、 著作物等の視聴 レコード若し

(新設)

2 \ 8 (略

一十三・二十四

(略

9 の四、 る用語については、それぞれこれらを動詞の語幹として用いる場合を含 この法律において、第一項第七号の二、第八号、第九号の二、第九号 第九号の五若しくは第十三号から第十九号まで又は前二項に掲げ

いる場合を含むものとする。

(著作物の発行)

者の権利を害しない場合に限る。 若しくはその複製許諾 章において同じ。 その許諾 程度の部数の複製物が、 以下同じ。 第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を有する 次条第一項、 著作物は、 (第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。以下この)を得た者によつて作成され、)を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者 第四条の二及び第六十三条を除き、 その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当 (第八十条第三項の規定による複製の許諾をいう 第二十一条に規定する権利を有する者若しくは において、 頒布された場合(第二十六 発行されたものとする。 以下この章及び次

2·3 (略

(著作物の公表

第四条 衆送信、 設された場合を含む。 六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。)を得た者によつて建 物にあつては、 信の許諾をいう。 けた者若しくはその公衆送信許諾 利用の許諾をいう。)を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受 する権利を有する者若しくはその許諾(第六十三条第一項の規定による 著作物は、 口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合 第一 以下同じ。)を得た者によつて上演、 発行され、 一十一条に規定する権利を有する者又はその許諾 において、 又は第二十二条から第二十五条までに規定 (第八十条第三項の規定による公衆送 公表されたものとする。 演奏、 (建築の著作 上映、 (第 公

むものとする。

(著作物の発行)

若しくはその複製許諾 許諾 おいて同じ。)を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者 次条第一項、 六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を有する者の権利を 程度の部数の複製物が、 害しない場合に限る。 第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ を得た者によつて作成され、 (第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。以下この項 著作物は、 第四条の二及び第六十三条を除き、 その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相 (第八十条第三項の規定による複製の許諾をいう において、 第二十一条に規定する権利を有する者又はその 頒布された場合(第二十六条、 発行されたものとする。 以下この章及び次章に

2 · 3 (略)

(著作物の公表)

第四条 あつては、 信 利用の許諾をいう。)を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受 ただし書において同じ。 信の許諾をいう。 する権利を有する者若しくはその許諾(第六十三条第一項の規定による けた者若しくはその公衆送信許諾 れた場合を含む。 三条第一項の規定による利用の許諾をいう。)を得た者によつて建設さ 口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合 著作物は、 第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾 次項、 発行され、又は第二十二条から第二十五条までに規定 において、 第三十七条第 を得た者によつて上演、 公表されたものとする。 (第八十条第三項の規定による公衆送 二項ただし書及び第三十七条の二 演奏、 (建築の著作物に 上映、 (第六十 公衆送

2 5

略

第二十九条 (略)

事業者に帰属する。

く。)の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送製作する映画の著作物(第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除2 専ら放送事業者が放送又は放送同時配信等のための技術的手段として

に伝達する権利に伝達する権利との著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有一のの著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有

の著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるそ

三 (略)

当該有線放送事業者に帰属する。ものを除く。)の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての段として製作する映画の著作物(第十五条第一項の規定の適用を受ける。専ら有線放送事業者が有線放送又は放送同時配信等のための技術的手

(略)

の著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるそ

三 (略

(図書館等における複製等)

記録その他の資料(次項において「図書館資料」という。)を用いて著げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に

第二十九条 (略)

ち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。物(第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権のう2 専ら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作

権利をによるものを含む。)を行い、又は受信装置を用いて公に伝達するる電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力するこる電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力するこれが送し、自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されているの著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有

(新設)

二(略)

に帰属する。 作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該有線放送事業者画の著作物(第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の著3 専ら有線放送事業者が有線放送のための技術的手段として製作する映

一 (略)

(新設)

二 (略)

(図書館等における複製等)

記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に

作物を複製することができる。

つき一部提供する場合に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人に、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物へ 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために

一·三 (略)

- 2 られる限度において、 に供されるものをいう。 できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用 録 信可能化を含む。 資料に係る著作物を次項若しくは第四項の規定により自動公衆送信 を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、 料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、 ることができる。 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、 (電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によつては認識することが 以下この条において同じ。)に用いるため、 当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録す 以下同じ。)を作成する場合には、 損傷若しくは汚損 必要と認め 又は絶版等 図書館資 電磁的記 (送 2
- の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。
 めに必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物一当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するた
- 二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達するこ

いて著作物を複製することができる。

じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために

二・三 (略)

当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。 る記録であつて、 的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作ら 資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信 を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、 料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、 以下同じ。)を作成する場合には、必要と認められる限度において、 同項において同じ。)に用いるため、 前項各号に掲げる場合のほか、 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう 国立国会図書館においては、 電磁的記録 (電子的方式、 (送信可能化を含む 損傷若しくは汚損 又は絶版等 図 書 磁気 館

3 製物を おいて、 著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。 とを目的とする場合には、 これに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示するこ 当該図書館等 国立国会図書館は、 自動公衆送信される当該著作物の 一人につき一部提供することができる 当該図書館等においては、 の利用者の 絶版等資料に係る著作物につい 前項の規定により記録媒体に記録された当該 求めに応じ その営利を目的としない事業として 一部分の複製物を作成し 研究の て、 用に供するため 図書館等又は この場合に

新設

(新設)

項第二号及び第三十八条において同じ。)を受けない場合に限る。)るかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第五と(当該著作物の伝達を受ける者から料金(いずれの名義をもつてす

0

4 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料 可及び次項において同じ。)を行うことができる。 で係る著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措 置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この 置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この ではる著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措 ではる著作物について、第二項の規定により記録媒体に記録された当該 のは、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料

(新設)

- するものであること。 (次号において「事前登録者」という。) の用に供することを目的と の氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にそ
- うことができる。 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行
- れる限度において複製すること。一自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認めら
- 伝達すること。 件に従つて、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に外に従って、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める要

口 営利を目的とし する職員が置かれているものにおいて、 た著作 一該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと 地 物 方公共団体又は一般社団法人若しくは 掲げる場合以外の場合 公の ない法人が設置するもののうち、 伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有 公共の用に供される施設であつて、 営利を目的とせず 一般財団法人その他 自動公衆送信され

該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなるれた著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た る。 おの事態を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当れた著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た。 の事語を得た。

なる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。 料が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなく 前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資

蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。

(学校教育番組の放送等)

第三十四条 放送同 者が行うものに限る。 れることを目的として行われるものをいう。 られていない放送にあつては、電波法 当該放送に係る放送対象地域(放送法 域限定特定入力型自動公衆送信 学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、 度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した 第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定め 第十四条第三項第二号に規定する放送区域をいう。)において受信さ 時 配 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限 信等 (放送事業者) 第三十八条第三項 有線放送事業者又は放送同 (特定入力型自動公衆送信のうち、 (昭和二十五年法律第百三十一号 (昭和二十五年法律第百三十二号 第三十九条並びに第四十条第 以下同じ。)を行い、又は 有線放送し、地 時 配信等事業 専ら

(新設)

(学校教育番組の放送等)

第三十四条 のを含む。 信 して自動公衆送信 定する放送区域をいう。 規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては 送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域 学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、 度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した (放送法 電波法 回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるも (昭和二十五年法律第百三十二号)第九十一条第二項第二号に (昭和二十五年法律第百三十一号)第十四条第三項第二号に規 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認めら)を行い、 (送信可能化のうち 及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に 以下同じ。)において受信されることを目的と 公衆の用に供されている電気通 若しくは有線放 れる限

放送番組用の教材に掲載することができる。二項及び第三項において同じ。)を行い、及び当該放送番組用又は有線

2 (略)

(営利を目的としない上演等)

送信を行うことができる。金を受けない場合には、有線放送し、又は地域限定特定入力型自動公衆2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料

。通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。)が行われる著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から送同時配信等(放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く)。 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放

4 · 5 (略

(時事問題に関する論説の転載等)

、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、有線放送し、地域限会上の時事問題に関する論説(学術的な性質を有するものを除く。)は第三十九条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社

掲載することができる。

2 (略

(営利を目的としない上演等

(言装置に情報を入力することによるものを含む。) を行うことができるっち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送りち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送うち、公衆の用に供されることを目的として自動公衆送信(送信可能化の金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象のが送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料

4 · 5 (略)

(時事問題に関する論説の転載等)

、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送し会上の時事問題に関する論説(学術的な性質を有するものを除く。)は第三十九条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社

の限りでない。ができる。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、こだ特定入力型自動公衆送信を行い、若しくは放送同時配信等を行うこと

用いて公に伝達することができる。
公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われる論説は、受信装置を2 前項の規定により放送され、有線放送され、地域限定特定入力型自動 2

(政治上の演説等の利用)

第四十条 (略)

- 、若しくは放送同時配信等を行うことができる。
 し、又は放送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行いし、又は放送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載において行われた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人
- 信装置を用いて公に伝達することができる。
 公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われる演説又は陳述は、受公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われる演説又は陳述は、受事が重要を表している。

(放送事業者等による一時的固定)

放送又は放送同時配信等(当該放送事業者と密接な関係を有する放送同となく放送し、又は放送同時配信等することができる著作物を、自己の第四十四条が放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害するこ

だし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。た、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域

信される論説は、受信装置を用いて公に伝達することができる。前項の規定により放送され、若しくは有線放送され、又は自動公衆送

(政治上の演説等の利用)

第四十条 (略)

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人のを含む。) を行うことができる。

。 信される演説又は陳述は、受信装置を用いて公に伝達することができる 3 前項の規定により放送され、若しくは有線放送され、又は自動公衆送

(放送事業者等による一時的固定)

段又は当該著作物を同じく放送することができる他の放送事業者の手段となく放送することができる著作物を、自己の放送のために、自己の手第四十四条が放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害するこ

録画することができる。 することができる他の放送事業者の手段により、 時 自己の手段又は当該著作物を同じく放送し、 配信等事業者が放送番組の供給を受けて行うものを含む。)のために 若しくは放送同時配信等 一時的に録音し 又は

2 送番組の供給を受けて行うものを含む。 該有線放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が有線放 有線放送(放送を受信して行うものを除く。)又は放送同時配信等 く有線放送し、又は放送同時配信等することができる著作物を、 有線放送事業者は、 第二十三条第一項に規定する権利を害することな のために、 自己の手段により 自己の **当** 2

時的に録音し、 又は録画することができる。

3

とができる。 しくは有線放送事業者の手段により、 信等のために、 ことなく放送同時配信等することができる著作物を、 放送同時配信等事業者は、 自己の手段又は自己と密接な関係を有する放送事業者若 第二十三条第 時的に録音し、 一項に規定する権利を害する 自己の放送同時配 又は録画するこ

4 定めるところにより公的な記録保存所において保存する場合は、 時配信等の後六月) 送又は放送同時配信等があつたときは、その放送、有線放送又は放送同 後六月(その期間内に当該録音物又は録画物を用いてする放送、 前三項の規定により作成された録音物又は録画物は、 を超えて保存することができない。 ただし、 録音又は録画 この限 政令で 有線放 0

(翻訳、 翻案等による利用

りでない。

第四十七条の六 きる場合には、 8 る方法による利用を行うことができる。 当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することがで

(略)

第三十一条第一項 (第 一号に係る部分に限る。 第三項 (第一号

> により、 時的に録音し、 又は録画することができる。

又は録画することができる。 て行うものを除く。)のために、 く有線放送することができる著作物を、自己の有線放送(放送を受信し 有線放送事業者は、 第二十三条第一項に規定する権利を害することな 自己の手段により、一時的に録音し、

(新設)

3 所において保存する場合は、この限りでない。 ることができない。ただし、政令で定めるところにより公的な記録保存 放送があつたときは、 後六月(その期間内に当該録音物又は録画物を用いてする放送又は有線 前二項の規定により作成された録音物又は録画物は、 その放送又は有線放送の後六月) を超えて保存す 録音又は録 画

第四十七条の六 める方法による利用を行うことができる。 きる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することがで

(翻訳、

翻案等による利用

_ 第三十一条第 略 一項第一号若しくは第三項後段、 第三十二条、 第三十

に係る部分に限る。) 若しくは第五項 (第一号に係る部分に限る。

第三十九条第一項、 第三十二条、 第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項 第四十条第二項、 第四十一条又は第四十二条

三~六

翻訳

2 略

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の七 作物の複製物 三十六条第一 適用を受けて作成された複製物 七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の 条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十)、第三十九条第一項、 三十七条、 第四項、 三第二項、 ら第四十二条の二まで、 合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは 三十一条第一 第三十七条の二、 当該映画の著作物の複製物を含む。 若しくは第三項 の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の 第三十二条、 第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第 第三十七条の二(第二号を除く。 第四十七条第一項若しくは第三項、 項若しくは第四項、第三十五条第一項、 項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、 項 (映画の著作物において複製されている著作物にあつては 第三十条の二第二項、第三十条の三、 (第一号に係る部分に限る。 一項若しくは第三項、 (第一号に係る部分に限る。 第三十三条第一項 第四十一条から第四十二条の二まで、 第四十条第一項若しくは第二項、 第四十二条の三第二項、 (第三十一条第一項若しくは第三項、第 以下この条において同じ。 第三十三条の二第一項、 (同条第四項において準用する場 以下この条において同じ。 以下この条において同じ。 第四十七条の二、第四十 以下この条において同じ 第四十六条、第四十七 第三十七条第三項 第三十条の四、 第四十二条の 第四十一条か 映画の著) を 除 第三十 第

> 第四十条第一 六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第 項 第四十一条又は第四十二条 翻訳

> > 項、

三~六 略

2

(略

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の七 、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適 第一項、 十六条、 条の二まで、 条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は において同じ。)を除く。 にあつては、 、これらの規定の適用を受けて作成された複製物(第三十一条第 条において同じ。)、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第一 おいて準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、 十三条の二第一項、 いる著作物にあつては、 十六条第一項、 三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、 しくは第三項後段、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合 三十一条第一 若しくは第三項後段、 ただし、 第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、 第四十七条第一項若しくは第三項、 第三十七条第三項、第三十七条の二、 第三十条の三、第三十一条第 映画の著作物の複製物 項 第四十二条の三第二項、 第三十七条、第三十七条の二(第二号を除く。 第三十条の二第二項、 (第一号に係る部分に限る。 第三十三条の三第一項若しくは第四項、 第三十二条、 当該映画の著作物の複製物を含む。 の譲渡により公衆に提供することができる (映画の著作物において複製されて 第三十三条第一 第三十条の三、 第四十七条第一 一項若しくは第三項後段 第四十七条の二、第四十七 以下この条において同じ。 第三十五条第一項、第三 第四十一条から第四十二 項若しくは第三項 項(同条第四 第三十条の四 第三十三条の 第三十五条 以下この条 以下この 一項若 頃に

条の三第一項若しくは第四項、 係る場合にあつては、 譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物 条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に 第二項、 第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、 物 くは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りで の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若し の複製物 条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作 第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七 条第一 (第三十一 項若しくは第三項、 一条第 映画の著作物の複製物を除く。 一項若しくは第三項又は第四十二条の規定に 第三十五条第 第三十三条の二第一項、 項、 第三十七条第三項)を第三十条の三 第四十二条の三 第三十三

(複製物の目的外使用等)

第四 的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作 十九条 信 物の複製物 しくは第三項、 三条第二項、 三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、 三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、 号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の三まで、 を頒布し、 可能化を含む。 第三十条第 一号若しくは第五項第一号、 次に掲げる者は、 (次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。 又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示 第四十四条第一項から第三項まで、 一 項、 第四十七条の二又は第四十七条の五第一 以下同じ。 第三十条の三、 第二十一条の複製を行つたものとみなす。)を行つた者 第三十三条の二第 第三十一条第一項第一号、 第三十七条第三項、 第四十七条第一項若 項、 同号。 項に定める目 第三十三条の 第四十 次項第 第三項 (送 第

一 (略)

三 第四十四条第四項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存

思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために 四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、 十五条第一項、 製物を除く。)を第三十条の三、第三十 項後段又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、 用を受けて作成された著作物の複製物 公衆に譲渡する場合は、この限りでない。 定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四 第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定 第三十三条の二第一項、 第三十七条第三項 第三十三条の三第 第三十七条の二、 (第三十一条第 一条第 第四十七条第一項若しくは 項若しくは第四項、 項若しくは第三項 第四十一条から第 映画の著作物の複 一項若しくは第三 一の規 後段段

(複製物の目的外使用等)

第四 一十九条 。)、第四十一条から第四十二条の三まで、 十四条第一項若しくは第二項、 以下同じ。 当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示 第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。 めに、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物 四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のた 第四項、 第三項後段、 (同条第二号に係る場合にあつては、 第三十条第一項、 第三十五条第一項、第三十七条第三項、 次に掲げる者は、 第三十三条の二第一項、 を行つた者 第三十条の三、第三十一条第一 第二十一条の複製を行つたものとみなす。 第四十七条第一項若しくは第三項、 同号。 第三十三条の三第一項若しくは 第四十三条第二項、 次項第一号において同じ (送信可能化を含む。 第三十七条の二本文)

を

頒布し、 項第一号若しく (次項 又は 第四 第

一(略

三

第四十四条第三項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保力

した放送事業者 有線放送事業者又は放送同時配信等事業者

略

2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻 それぞれ行つたものとみなす。 編曲、 変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製

物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提 の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて同条第 十五条第一項、 第五項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三 示を行つた者 項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製 第四十二条又は第四十七条第一項若しくは第三項に定める目的以外 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、 第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条 第三項第一号若しくは

二~七 (略)

(著作物の利用の許諾)

第六十三条 (略)

2 \ 4 (略

5 事業者が業として行う放送同時配信等のために放送番組若しくは有線放 特定放送事業者等 の許諾をいう。 公表しているものをいう。 送同時配信等の実施状況に関する情報として文化庁長官が定める情報を 組又は有線放送番組の名称、 文化庁長官が定める方法により、 送番組を供給しており、 信等を業として行い 著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾 以下この項において同じ。 (放送事業者又は有線放送事業者のうち、 又はその者と密接な関係を有する放送同時配信等 かつ、その事実を周知するための措置として、 以下この項において同じ。 その放送又は有線放送の時間帯その 放送同時配信等が行われている放送番 を行うことができる者が、 に対し 放送同時配 (第 他の放 項

した放送事業者又は有線放送事業者

四~六 (略)

2

訳、 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻 それぞれ行つたものとみなす。 編曲、 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、 変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製

当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者 第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げる 第四十七条第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的のために、 三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条、第四十二条又は これらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は 三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十五条第一項、第

二~七 略

(著作物の利用の許諾)

第六十三条 略 (略)

(新設)

2 \ \ 4

き、 送番組の供給を受けて行うものを含む。 と密接な関 諾を行つた場合には、 定放送事業者等の放送番組又は有線放送番組における著作物の利用の許 該 許諾には当該著作物の放送同時 係を有する放送同 当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除 時 配信等事 配信等 業者が当該放送番組又は有線放 の許諾を含むものと推定する (当該特定放送事業者等

6

略

(著作物の放送等)

第六十八条 信等することができる。 の補償金を著作権者に支払つて、その著作物を放送し、 しくは放送同時配信等の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず る放送事業者又は放送同時配信等事業者は、その著作権者に対し放送者 又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け 補償金を著作権者に支払つて、その著作物を放送し、又は放送同時配かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額 公表された著作物を放送し、 又は放送同時配信等しようとす

2 る額の補償金を著作権者に支払わなければならない。 及び第三項の規定の適用がある場合を除き、 域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行う者は、 線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、又は受信装置を用 て公に伝達することができる。この場合において、 前項の規定により放送され、 又は放送同時配信等される著作物は、 通常の使用料の額に相当す 当該有線放送、 第三十八条第二項 地 有

2

5

(略)

第六十八条

公表された著作物を放送しようとする放送事業者は、

その

か又

(著作物の放送)

る額の補償金を著作権者に支払わなければならない 及び第三項の規定の適用がある場合を除き、 る自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。 送信可能化のうち、 係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信 当該有線放送、 又は受信装置を用いて公に伝達することができる。 前項の規定により放送される著作物は、 自動公衆送信又は伝達を行う者は、 公衆の用に供されている電気通信回線に接続してい 有線放送し、 通常の使用料の額に相当す この場合において 第三十八条第二項 専ら当 欧放送に

(略)

(裁定に関する手続及び基準

第七十条

2 • 3

(略)

2 • 3

略

第七十条

(略)

、裁定に関する手続及び基準

償金を著作権者に支払つて、その著作物を放送することができる。

つ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補 はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、 作権者に対し放送の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、

ときは、これらの裁定をしてはならない。の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認める4 文化庁長官は、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定

(画)

があるとき。
又は放送同時配信等の許諾を与えないことについてやむを得ない事情二 第六十八条第一項の裁定の申請に係る著作権者がその著作物の放送

5~8 (略)

(出版権の内容)

第八十条 (略)

2·3 (略)

第一項(第二号に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。版権者」と、同条第六項中「第二十三条第一項」とあるのは「第八十条中「著作権者」とあるのは「第七十九条第一項の複製権等保有者及び出、前項の場合について準用する。この場合において、第六十三条第三項4 第六十三条第二項、第三項及び第六項並びに第六十三条の二の規定は4

(出版権の制限)

第八十六条 権の目的となつている著作物の複製について準用する。この場合におい 第四十七条の二、 項、 項、 (同条第四項において準用する場合を含む。)、 第四十二条の三第二項、 第三十三条の三第一項及び第四項 三項 第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで 第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第 (第 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び 号に係る部分に限る。)、第三十二条、 第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、 第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、 第三十四条第一 第三十三条の二第 項、 第三十三条第一項 第三十五条第 出版 項

ときは、これらの裁定をしてはならない。の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認める4 文化庁長官は、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定

(略)

の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。第六十八条第一項の裁定の申請に係る著作権者がその著作物の放送

5~8 (略)

ĺ

第八十条 (略)

(出版権の内容)

2 : 3 (略)

第一項(第二号に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。版権者」と、同条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第八十条中「著作権者」とあるのは「第七十九条第一項の複製権等保有者及び出、前項の場合について準用する。この場合において、第六十三条第三項4 第六十三条第二項、第三項及び第五項並びに第六十三条の二の規定は

(出版権の制限)

第八十六条 物の複製について準用する。この場合において、 条の四並びに第四十七条の五の規定は、 第四十六条、 第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、 第 第三十七条、 び第四項、 する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、 三項後段、 第三十四条第一項、第三十五条第 第三十条の二から第三十条の四まで、 第四十七条第一項及び第三項、 第三十七条の二、第三十九条第 第三十二条、 第三十三条第一項 出版権の目的となつている著作 第四十七条の二、第四十七 - 項、 項、 (同条第四項において準用 第四十二条の三第二項、 第三十三条の三第一項及 第三十一条第一項及び 第三十条の二第一項た 第四十条第一項及び 第三十六条第一項

る。 で、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条第一項 にだし書、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十 七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十 七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十 七条の五第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十二条第一項 権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権を」とあるのは「出版 権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとす が三十条の四ただし書、第三十条の三、 で、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、 で、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、

。 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす

第四十二 示を行 くは第三項第一号、 以外の目的のために、 二本文(同条第二号に係る場合にあつては、 的記録として複製することにより作成されたものを含む。)を頒布し ま第七十九条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁 凶 作のまま印刷その他の機械的若しくは化学的方法により文書若しくは 号に定める目的以外の目的のために、 の複製物を頒布し、 くは第一 しくは第四項、 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若し 又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者 一画として複製することにより作成された著作物の複製物 第三十条第一項に定める私的使用の目的又は第三 一条の二まで、 項、 第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的 第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の 第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若 又は当該複製物によつて当該著作物の公衆 これらの規定の適用を受けて作成された著作物 第四十二条の三第二項、 これらの規定の適用を受けて原 同号)、第四十一条から 第四十七条第一項若し 十 一条第五項 (原作のま への提 第

三・四 (略)

3 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第三項前段及び第四

あるのは「出版権の」と読み替えるものとする。 東ただし書ので第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書及び第二項ただし書がでのでのでは「出版権者」と、同条第一項にだし書及び第二項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項にだし書及び第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条の三、第四十七条の四第一三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項だだし書及び第二項だだし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第

。 2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす

への提示を行つた者 いの提示を行つた者 での提示を行つた者 での提示を行つた者 でのと言い、)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆 はのを含む。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆 にいる (原作のまま第七十九条第一項に規定する方式により記 方法により文書若しくは図画として複製することにより作成された著 方法により文書若しくは図画として複製することにより作成された著 方法により文書 (原作のまま印刷その他の機械的若しくは化学的 第三十条第一項に定める私的使用の目的以外の目的のために、同項

複製物を頒布し、 外の目的のために、 は第三項、 四十二条の二まで、 本文(同条第二号に係る場合にあつては、 くは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若し くは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、 を行つた者 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若し 第四十七条の二又は第四十七条の五第一 又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示 これらの規定の適用を受けて作成された著作物の 第四十二条の三第二項、 同号)、第四十一条から第 第四十七条第一項若しく 項に定める目的以 第三十七条の二

三・四(略)

3

第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第三項前段、第三十

る。 項 項及び第三項、 第四十二条の二、 」とあるのは「出版権を」 作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を だし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中 だし書、 の規定は、 第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項た み替えるものとする。 第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第一項、 第三十五条第一項、 この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし 第三十条の三、第三十条の四ただし書、 第三十二条第一項、 第四十七条の二、第四十七条の四第 出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用す 第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五 第四十二条の三第二項、 第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項 第三十三条の二第一項、 と 「著作権の」とあるのは 第四十六条、 第三十五条第一項ただし書 一項ただし書及び第二項た 第三十三条の三第四項 第四十七条第二 「出版権の」と 第四十一条、

(放送等のための固定)

する目的で録音し、又は録画する場合は、この限りでない。
がある場合及び当該許諾に係る放送番組と異なる内容の放送番組に使用ために録音し、又は録画することができる。ただし、契約に別段の定める者の許諾を得た放送事業者は、その実演を放送及び放送同時配信等の第九十三条 実演の放送について第九十二条第一項に規定する権利を有す

- み上。
 2 次に掲げる者は、第九十一条第一項の録音又は録画を行つたものとみ
- に使用し、又は提供した者同時配信等の目的以外の目的又は同項ただし書に規定する目的のため一 前項の規定により作成された録音物又は録画物を放送若しくは放送
- 事業者又は放送同時配信等事業者で、これらを更に他の放送事業者又一 前項の規定により作成された録音物又は録画物の提供を受けた放送

項、 ものとする。 四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並び の 二、 は あるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるの 条第一項ただし書、 条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第三十六 出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用する。 条の二(第二号を除く。)、 条第一項、 に第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」と 合において、 二条第一項、 「出版権を」と、 第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、 第四十二条の三第二項、 第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、 第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、 第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、 第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、 「著作権の」とあるのは 第四十条第一項、 第四十六条、 第四十七条第二項及び第三 「出版権の」と読み替える 第四十一条、 第四十二条 第三十五 第三十七 、この場

(放送のための固定)

又は録画する場合は、この限りでない。

許諾に係る放送番組と異なる内容の放送番組に使用する目的で録音し、録画することができる。ただし、契約に別段の定めがある場合及び当該第九十三条 実演の放送について第九十二条第一項に規定する権利を有す

- みなす。
 2 次に掲げる者は、第九十一条第一項の録音又は録画を行なつたものと
- 目的又は同項ただし書に規定する目的のために使用し、又は提供した|| 前項の規定により作成された録音物又は録画物を放送の目的以外の|
- 事業者で、これらをさらに他の放送事業者の放送のために提供したも二 前項の規定により作成された録音物又は録画物の提供を受けた放送

	に相当する額の報酬を当該実演に係る特定実演家に支払わなければなら
	きは、当該放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額
	2 前項の場合において、同項各号に掲げる放送同時配信等が行われたと
	る放送同時配信等
	業者が当該放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてす
	二 当該許諾を得た放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事
	規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送同時配信等
	当該許諾を得た放送事業者が当該実演について第九十三条第一項の
	放送同時配信等を行うことができる。
	除く。)について、当該許諾に係る放送同時配信等のほか、次に掲げる
	必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを
	の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために
	により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等
	管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法
	当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等
	を行つたときは、契約に別段の定めがない限り、当該許諾を得た実演(
	同時配信等事業者が放送番組の供給を受けて行うものを含む。)の許諾
	その実演の放送同時配信等(当該放送事業者と密接な関係を有する放送
	。)を有する者(以下「特定実演家」という。)が放送事業者に対し、
	に係るものに限る。以下この項及び第九十四条の三第一項において同じ
(新設)	第九十三条の三 第九十二条の二第一項に規定する権利(放送同時配信等
	(放送等のための固定物等による放送同時配信等)
第九十四条 (略)	第九十三条の二 (略)
(放送のための固定物等による放送)	(放送のための固定物等による放送)
	もの
0	は放送同時配信等事業者の放送又は放送同時配信等のために提供した

ない。

- 管理事業者」という。)によつてのみ行使することができる。
 「古河の報酬を受ける権利は、著作権等管理事業者であって全国を通じ、
 「古河の報酬を受ける権利は、著作権等管理事業者であって全国を通じ
- ば、前項の規定による指定をしてはならない。 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える著作権等管理事業者でなけれ
- 営利を目的としないこと。
- 一その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
- 行するに足りる能力を有すること。権利者」という。)のためにその権利を行使する業務を自ら的確に遂四、第二項の報酬を受ける権利を有する者(次項及び第七項において「
- 関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。 指定報酬管理事業者は、権利者のために自己の名をもつてその権利に
- のとする。 は放送同時配信等事業者又はその団体との間において協議して定めるもとができる報酬の額は、毎年、指定報酬管理事業者と放送事業者若しくとができる報酬の額は、毎年、指定報酬管理事業者が第三項の規定により権利者のために請求するこ
- る。 により、同項の報酬の額について文化庁長官の裁定を求めることができ により、同項の報酬の額について文化庁長官の裁定を求めることができ
- に限る。)、第七十二条第一項、第七十三条本文並びに第七十四条第一9 第七十条第三項、第六項及び第八項、第七十一条(第二号に係る部分

項中 業者」と読み替えるものとする。 作権者」とあるのは「第九十三条の三第三項に規定する指定報酬管理事 の場合において、 び第二項の規定は、 項 その旨を当事者」とあるのは (第四号及び第五号に係る部分に限る。第十一項において同じ。) 申 請者に通知し、 第七十条第三項中 第二項の報酬及び前項の裁定について準用する。 第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは 「当事者」と、 「著作権者」 第七十四条第一 とあり、 及び同条第六 |項中「著 及

| 10 | 前項において準用する第七十二条第一項の訴えにおいては、訴えを提しなければならない。

| 定報酬管理事業者に関し必要な事項は、政令で定める。 | 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項の報酬の支払及び指

(特定実演家と連絡することができない場合の放送同時配信等)

は当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者は、次ににおいて実演が放送される場合において、当該放送を行う放送事業者又第九十四条 第九十三条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる放送

(新設)

番組の供給を受けて、 録画物を用いて、 支払うことにより、 補償金であつて特定実演家に支払うべきものを指定補償金管理事業者に 者」という。 ことができないときは、 掲げる措置の全てを講じてもなお当該実演に係る特定実演家と連絡する 文化庁長官が指定したもの 著作権等管理事業者であつて全国を通じて一 てて連絡を行うこと。 当該特定実演家の連絡先を保有している場合には、 の確認を受け、 放送同時配信等事業者にあつては当該放送に係る放送 放送事業者にあつては当該放送に用いる録音物又は 当該実演の放送同時配信等を行うことができる。 契約に別段の定めがない限り、 (以下この条において かつ、 通常の使用料の額に相当する額の 個に限りその同意を得て 「指定補償金管理事業 当該連絡先に宛 その事情につき

- 対し照会すること。
 二 著作権等管理事業者であつて実演について管理を行つているものに

- いて、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第ら第十三項までの規定は第一項の補償金及び指定補償金管理事業者につ前条第四項の規定は第一項の規定による指定について、同条第五項か

4

規定により受領する補償金」と読み替えるものとする。 権利者のために請求することができる報酬」とあるのは 確認及び同 一項の報酬を受ける権利を有する者 という。 項の確認及び同項の補償金」 「特定実演家」 項 の補償金に係る」 のためにその権利を行使する」とあるのは 同条第六項中 ح 第一 同条第七項中 同条第五項中 (次項及び第七項において 一項の報酬 「第三項の規定により とあるのは 権利者」 「次条第 一次条第 とあるのは 「権利者 「次条第 一項の 項の

(放送される実演の有線放送)

第九十四条の二 有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合 第九十四条の二 有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合 い。

(商業用レコードに録音されている実演の放送同時配信等) |

第九十四条の三 絡先その 名若しくは名称 もの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏 は、 るものの公表がされているものを除く。 に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われている ド 第九十 (送信可能化されたレコー 第 他 に録音されている実演 の円滑 一条第 項及び第二項並びに第九十七条第 放送事業者、 放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連 項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レ ために必要な情報であ 有線放送事業者又は放送同時配信等事業者 (当該実演に係る第九十二条の二第一項 ドを含む。 について放送同時配信等を行 次項 項及び第三項において つて文化庁長官が定め 次条第 項 第九十

(放送される実演の有線放送)

(新設)

うことができる。

2 特定実演家に支払わなけ 等事業者は 配信等を行 前項の場合におい つたときは、 通常の 使用 て 料の ればならない。 放送事業者、 商業用レコードを用いて同項の実演の放送 額に相当する額 有線放送事業者又は放送同 の補償金を当該実演に係る 時 配信 同時

4 3 じて一 前項の補償金を受ける権利は、 該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。 個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは 著作権等管理事業者であつて全国 [を通

四条の三第 指定を受けた著作権等管理事業者について、 第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定による とあるのは 合において、 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、 「放送事業者、 一項の補償金」 同条第四項第四号中 と 有線放送事業者」と読み替えるものとする。 同条第七項及び第十項中 「第二項の報酬」とあるのは それぞれ準用する。 「放送事業者」 「第九十 この場 同 条

(商業用レコードの二次使用

第九十五条 ない。 までにおいて同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければなら に掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。 を行つた場合を除く。 聴衆又は観衆から料金を受けずに、 ドを用いた放送又は有線放送を行つた場合(営利を目的とせず、 第一項において「放送事業者等」という。)は、第九十一条第一項に規 定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコー 放送事業者及び有線放送事業者 には、 当該実演 当該放送を受信して同時に有線放送 (第七条第 (以下この条及び第九十七条 一号から第六号まで 次項から第四項 かつ、

2 \ 12 略

13 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、 第十項

(商業用レコードの二次使用

第九十五条 せず、 なければならない。 項から第四項までにおいて同じ。) ら第六号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。 時に有線放送を行つた場合を除く。 おいて同じ。 K 定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用 第一項において「放送事業者等」という。)は、 (送信可能化されたレコードを含む。 かつ、 放送事業者及び有線放送事業者)を用いた放送又は有線放送を行つた場合 聴衆又は観衆から料金を受けずに、)には、 に係る実演家に二次使用料を支払わ 第九十七条第 (以下この条及び第九十七 当該実演 第九十一条第一項に規 当該放送を受信して同 (第七条第一号 項及び第三項に (営利を目的と ルコー

次 カコ

2 \ 12 略

0

13

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律

害することとなる場合は、 ただし、不公正な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に 協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。 この限りでない。

14

略

(商業用レコードの放送同時配信等)

第九十六条の三 放送同 同じ 文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。 利を有する者の氏名若しくは名称、 け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて 庁長官が定める方法により当該商業用レコードに係る同条に規定する権 は について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化 商業用レ ご時配信等に係るものに限る。 を用いて放送同時配信等を行うことができる。 コード 放送事業者、 (当該商業用レコードに係る前条に規定する権利 有線放送事業者又は放送同時配信等事業者 放送同時配信等の許諾の申込みを受 以下この項及び次項において同じ。 次項において (新設)

2 条に規定する権利を有する者に支払わなければならない。 通常の使用料の額に相当する額の補償金を当該商業用レコードに係る前 たときは、 項の 場合において、 放送事業者、 有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、 商業用レコードを用いて放送同時 配信等を行つ

3 じて一 前項の 「該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる 個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは 補償金を受ける権利は、 著作権等管理事業者であつて全国を通

4 指定を受けた著作権等管理事業者について 六条の三第二項の補償金」 合におい 第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定による 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、 て 同 条第四項第四号中 بح 同条第七項及び第十項中 第 項 報 それぞれ準用する。 酬 あるの 「放送事業者」 は 第九十 この場 同条

> ない。 合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、 る行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場 第五十四号)の規定は、第十項の協議による定め及びこれに基づいてす この限りで

14 (略)

とあるのは「放送事業者、有線放送事業者」と読み替えるものとする。

(著作隣接権の制限)

十四条 と、「含む。)」とあるのは「含む。)に係る自動公衆送信」と、第四 用について準用し、 三までの規定は、 実演又はレコードの利用について準用し、第三十三条から第三十三条の 条第三項及び第四十七条の七の規定は、 十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつて 十七条第三項、 第九十二条の二第 十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第 自動公衆送信」とあるのは「送信可能化 合において、 いる実演、 つている実演、 第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四 第三十条の二から第三十二条まで、 (第二項を除く。)、第四十六条から第四十七条の二まで、 第三十条第一 第九 レコード、 同条第一 第三十条第一項第三号中「自動公衆送信 第三十七条の二(第一号を除く。次項において同じ。 レコード又は有線放送の利用について準用する。 一条の一 著作隣接権の目的となつている放送又は有線放送の利 一項中 項、 第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的とな 項 放送又は有線放送の利用について準用し、 第 第九十六条の二、第九十九条第一項又は第百条 「第二十三条第一 (第四号を除く。 第九項第一号において同じ。 第九十六条の二又は第百条の三」と、 著作隣接権の目的となつている 第三十五条、 (国外で行われる送信可能化) 項」とあるのは 第三十六条、 (国外で行われる 「第九十二条 この場 第三十 項、 第四 第三

2~4 (略)

同条第三項中

第

一十三条第一項」とあるのは

「第九十二条の二第一項

又は第九十六条の二」と読み替えるものとする

係る第九十九条の二第一項に規定する権利を有する者の権利を害するこ限定特定入力型自動公衆送信を行うことができる。ただし、当該放送に5 著作隣接権の目的となつている実演であつて放送されるものは、地域

(著作隣接権の制限)

第百二条 とする。 十四条 項」とあるのは 第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中 十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは と、「含む。)」とあるのは「含む。)に係る自動公衆送信」と、第四 自動公衆送信」とあるのは「送信可能化 合において、 用について準用し、 三までの規定は、 実演又はレコードの利用について準用し、第三十三条から第三十三条 条第三項及び第四十七条の七の規定は、 いる実演、 十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつて 十七条第三項、 つている実演、 、第三十条の二から第三十二条まで、 第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、 (第二項を除く。)、第四十六条から第四十七条の二まで、 第三十条第一 レコード、 第三十条第一項第三号中 第三十七条の二(第一号を除く。次項において同じ。 レコード又は有線放送の利用について準用する。 「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるも 著作隣接権の目的となつている放送又は有線放送の利 第四十四条第二項の規定は、 項 放送又は有線放送の利用について準用し、 (第四号を除く。第九項第一号において同 「自動公衆送信 著作隣接権の目的となつている 第三十五条、 (国外で行われる送信可能化_ 著作隣接権の目的とな 「第九十二条第一項、 第三十六条、 「第二十三条第 (国外で行わ 第三十

2~4 (略

可能化(公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信5 著作隣接権の目的となつている実演であつて放送されるものは、専ら

ととなる場合は、この限りでない。

6·7 (略)

について、地域限定特定入力型自動公衆送信を行うことができる。 影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達し、又はその著作物の放送放送若しくは有線放送について、これを受信して有線放送し、若しくは8 第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著

百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。 9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第

の五第 二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者 当該実演 受けて作成された実演等の複製物を頒布し、 第三十七条第三項、 第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条 一項、 一項において準用する第三十条第一項、 項第一号、 一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の 当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送 第三十三条の三第一項若しくは第四項、 第三項第一号若しくは第五項第 第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十 又は当該複製物によつて 第三十条の三、 号、 第三十五条第一項 第三十三条の 第三十一 の適用を

(略)

時配信等事業者録音物又は録画物を保存した放送事業者、有線放送事業者又は放送同録音物又は録画物を保存した放送事業者、有線放送事業者又は放送同三、第一項において準用する第四十四条第四項の規定に違反して同項の

する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。る。ただし、当該放送に係る第九十九条の二第一項に規定する権利を有送信装置に情報を入力することによるものに限る。)を行うことができ

6・7 (略)

8

よるものに限る。) を行うことができる。 第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著

百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。
9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第

項若しくは第三項、 項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第 三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、 条第一項第一号若しくは第三項後段、 影像の公衆への提示を行つた者 コードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは 実演等の複製物を頒布し、 る目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された 四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、 第一項において準用する第三十条第一項、 第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定め 又は当該複製物によつて当該実演、 第三十三条の二第一 第三十条の三、 第三十七条第三 第四十七条第 項、 第三十

一 (略

録音物又は録画物を保存した放送事業者又は有線放送事業者第一項において準用する第四十四条第三項の規定に違反して同項

兀 五. 略

(著作隣 接権の譲渡、 行使等

第百三条 この場合において、 での規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。 隣接権者に協 に限る。 四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演 分に限る。 いて、 三条の二の規定は実演、 定は第百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三ま とができない場合における実演、 十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合につ ついて、 (第四項第 み替えるものとする。 とあるのは 第百条の四」 レコード、 て、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六 「第九十二条の二第一 (第三項から第五項までを除く。)、第七十一条 (第二号に係る部 第六十七条、 一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条及び第六十 第七十一条(第一号に係る部分に限る。)及び第七十四条の規 第六十一条第一 号及び第七項を除く。 放送又は有線放送の利用について、 議を求めたがその協議が成立せず 第七十二 「第百二条第 と 第七十二条、 第六十七条の二(第一項ただし書を除く。)、第七 第六十三条第六項中 条、 項、 レコード、放送又は有線放送の利用の許諾につ 項の規定は著作隣接権の譲渡について、 第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作 一項において準用する第三十八条第二項」と 第七十三条並びに第七十四条第三項及び第 条第二項中 第九十六条の二、 レコード、 第七十 「第二十三条第一 「第三十八条第一 放送又は有線放送の利用に 第九十九条の一 一条 第六十八条、 又はその協議をするこ (第二号に係る部分 項」とあるの 一項及び第三項 第七十条 第六十 項又

中

害の 額の推定等)

第百十四条

略

兀 五. 略

(著作隣接権の譲渡、 行使等

第百三条 と読み替えるものとする。 項中 十条 いて、 二条第 六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四 利用について、それぞれ準用する。この場合において、 る第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の 部分に限る。)及び第七十四条の規定は第百二条第一項において準用す コード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条 の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、 限る。)、第七十二条、 十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合につ いて、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、 三条の二の規定は実演、 「前項」 (第三項及び第四項を除く。)、 「第二十三条第一 第六十七条、 一項の規定は著作隣接権の消滅について、 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、 とあるのは 第六十七条の二 項」とあるのは 「第百三条において準用する第六十七条第 第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四 レコード、放送又は有線放送の利用の許諾につ (第一項ただし書を除く。) 、第七 第七十一条 「第九十二条の一 第六十三条及び第六十 (第二号に係る部分に と 第一 第七十条第五 第六十三条第五 (第一号に係る 項、 第六十

第百十四条 (損害の 額の推定等 略

2 • 4 略

によりそれぞれ算出した額のうち最も高い額)をもつて、 使用料の額(当該額の算出方法が複数あるときは、当該複数の算出方法るべき規定により算出したその著作権又は著作隣接権に係る著作物等の 程のうちその侵害の行為に係る著作物等の利用の態様について適用され 該著作権等管理事業者が定める同法第十三条第一項に規定する使用料規 委託契約に基づき著作権等管理事業者が管理するものであるときは、 作権又は著作隣接権が著作権等管理事業法第二条第一項に規定する管理 隣接権を侵害した者に対し損害の賠償を請求する場合において、 る金銭の額とすることができる。 著作権者又は著作隣接権者は、 前項の規定によりその著作権又は著作 前項に規定す その著 当

> 2 3 略

4

号) る著作権等管理事業者が管理するものであるときは、 ることができる。 算出した額のうち最も高い額)をもつて、 該額の算出方法が複数あるときは、 り算出したその著作権又は著作隣接権に係る著作物等の使用料の額 害の行為に係る著作物等の利用の態様について適用されるべき規定によ 事業者が定める同法第十三条第一項に規定する使用料規程のうちその侵 作権又は著作隣接権が著作権等管理事業法 隣接権を侵害した者に対し損害の賠償を請求する場合において、 著作権者又は著作隣接権者は、 第二条第一項に規定する管理委託契約に基づき同条第三 前項の規定によりその著作権又は著作 当該複数の算出方法によりそれぞれ 前項に規定する金銭の額とす (平成十) 当該著作権等管理 |年法律第百三 一項に規定す その著 一 (当

5

5

略

略

(傍線の部分は改正部分)

改正案	*	第一条による改正後
目次		目次
第一章~第四章 (略)		第一章~第四章 (略)
第五章 著作権等の制限による利用に係る補償金		第五章 著作権等の制限による利用に係る補償金
第一節 (略)		第一節 (略)
(八) 第二節 図書館等公衆送信補償金(第百四条の十の二―第百四条の十の	-第百四条の十の	(新設)
第三節 授業目的公衆送信補償金(第百四条の十一―第	第百四条の十七)	第二節 授業目的公衆送信補償金(第百四条の十一―第百四条の十七)
第六章~第八章 (略)		第六章~第八章 (略)
附則		附則
	IJ = -	第三十条(国立国会図書館をが図書、日录三)也)を外されての明己二(図書館等における複製等)
とを目的とする図書館その也	() 下	と
この条及び第百四条の十の四第三項において「図書館等」という。	す」という。)に	この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲
おいては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、	ない事業として、	げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、
図書館等の図書、記録その他の資料(次項及び第六項において	において「図書館	記録その他の資料(次項において「図書館資料」という。)を用いて著
資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。	らる。 	作物を複製することができる。
図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために	別に供するために	一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために
、公表された著作物の一部分(国若しくは地方公共団体の機関	団体の機関、独立	、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物
行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的	とを目的として	に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人に
作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調	調査統計資料、報	つき一部提供する場合
告書その他これらに類する著作物(次項及び次条第二項におい	一項において「国	
等の周知目的資料」という。)その他の著作物の全部	品の複製物の提供	
が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるも	がな事情があるも	

つき一部提供する場合のとして政令で定めるものにあつては、その全部)の複製物を一人に

二·三 (略)

2

こととなる場合は、 図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害する む。 認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、 その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと 絡先その他文部科学省令で定める情報 特定図書館等の利用者 著作物の 出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該 該著作物の種類(著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の その全部)について、 の用に供するために、 第百四条の十の四第四項において同じ。 おいて「利用者情報」という。)を登録している者に限る。 つては送信可能化を含む。 特定図書館等においては、 第百四条の十の四第四項において同じ。 公衆送信 (放送又は有線放送を除き、 この限りでない。 次に掲げる行為を行うことができる。 公表された著作物の (あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連 以下この条において同じ。 その営利を目的としない事業として、 (次項第三号及び第八項第 の求めに応じ、 部分 及び用途並びに当 自動公衆送信の場合にあ (国等の周知目的資料 の実施状況を含 その調査研究 ただし、 第四項及び ¬該特定 一号に 当該 当 (新設)

|| 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと

の措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。) であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するためであつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以の措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。)

二·三 (略

3 を備えるものをいう。 項に規定する特定図書館等とは 図書館等であつて次に掲げる要件 (新設)

任者が置かれていること。 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するため の責

前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に 対

三 該業務を適正に実施するための研修を行つていること。 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。

四 報が同 又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情 .項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、

Ŧī. 置を講じていること。 務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措 前各号に掲げるもののほか、 前項の規定による公衆送信に関する業

じていること。

4 利用者は 第 二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の 当該著作物を複製することができる。 その調査研究の用に供するために必要と認められる限度にお

5 作権者に支払わなければならない。 する特定図書館等を設置する者は、 一項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、 相当な額の補償金を当該著作物の著 第 一項に規定

2

6

資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。 記録を作成する場合には、 送信可能化を含む。 等資料に係る著作物を次項若しくは第八項の規定により自動公衆送信 損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、 資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、 第 項各号に掲げる場合のほか、 以下この条において同じ。)に用いるため、 必要と認められる限度において、 国立国会図書館においては、 損傷若しくは汚 当該図書館 又は絶版 電磁的 図書館 $\overline{}$

(新設

新

設

に供されるものをいう。 できない 録 信可能化を含む。 資料に係る著作物を次項若しくは第四項の規定により自動公衆送信 を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、 料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、 前項各号に掲げる場合のほか、 (電子的方式 方式で作られる記録であつて、 以下この条において同じ。)に用いるため、 磁気的方式その他人の知覚によつては認識することが 以下同じ。 国立国会図書館においては、)を作成する場合には、 電子計算機による情報処理の用 損傷若しくは汚損 又は絶版等 必要と認め 図書館資 電磁的記

おいて、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合にとを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該これに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示するこ7 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又は

(略

次に掲げる行為を行うことができる。

8 項及び次項において同じ。 置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。 行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、 著作物の複製物を用いて、 に係る著作物について、 国立国会図書館は、 次に掲げる要件を満たすときは、 第六項の規定により記録媒体に記録された当該)を行うことができる。 自動公衆送信 (当該自動公衆送信を受信して 又は抑止するための措 特定絶版等資料 以下この 4

の用に供することを目的とするものであること。 用者情報を登録している者(次号において「事前登録者」という。) 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館に利

二 (略)

9

(略)

れた著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た10 第八項の特定絶版等資料とは、第六項の規定により記録媒体に記録さ

ることができる。 られる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録す

3

、次に掲げる行為を行うことができる。
おいて、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合にとを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該これに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示するこ国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又は

(略)

項第二号及び第三十八条において同じ。)を受けない場合に限る。)項第二号及び第三十八条において同じ。)を受ける対価をいう。第五るかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第五と(当該著作物の伝達を受ける者から料金(いずれの名義をもつてす自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達するこ

項及び次項において同じ。 置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。 行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、 著作物の複製物を用いて、 に係る著作物につい 国立国会図書館は、 て、 次に掲げる要件を満たすときは、 第二項の規定により記録媒体に記録された当該)を行うことができる。 自動公衆送信 (当該自動公衆送信を受信して 又は抑止するため 特定絶版等資料 以下この の措

するものであること。
(次号において「事前登録者」という。)の用に供することを目的との氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館に

二 (略)

5 (略)

れた著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た6 第四項の特定絶版等資料とは、第二項の規定により記録媒体に記録さ

蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる该申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる者以公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若し

11 (略)

(引用)

第三十二条 (略)

合は、この限りでない。物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場と 国等の周知目的資料は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行

(翻訳、翻案等による利用)

める方法による利用を行うことができる。
きる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することがで

(略)

又は第四十二条 翻訳 「第三十二条第一項、第四十条第二項、第四十一条項若しくは第二項、第三十二条、第三十六条第一項、第三十七条第一名部分に限る。)、第三十二条、第三十六条第一項、第三十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二項、第四項 「第三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二項、第四項

三~六 (略)

2 (略)

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなるくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若し

7 (略)

(引用)

第三十二条 (略)

る。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができ表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物はが一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人2

める方法による利用を行うことができる。きる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定第四十七条の六、次の各号に掲げる規定により著作物を利用することがで

(翻訳、

翻案等による利用

(略)

翻訳、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条、第三十二条、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項に係る部分に限る。)若しくは第五項(第一号に係る部分に限る。)、第三項(第一号 第三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第三項(第一号

2 (略)

三~六

(略)

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の七 作物の複製物 条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に 係る場合にあつては、 七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作 三第二項、 三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項 適用を受けて作成された複製物 七条の五の規定により複製することができる著作物は、 条第一項若しくは第三項、 ら第四十二条の二まで、 三十七条、第三十七条の二(第二号を除く。以下この条において同じ。 第四項、 合を含む。 条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、 三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著 三十一条第一項 、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条か 当該映画の著作物の複製物を含む。 若しくは第七項 の複製物 第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の 第三十一 の譲渡により公衆に提供することができる。 第三十四条第一項、第三十五条第一項、 第四十七条第 一条第一項若しくは第七項、 二十二条、 第四十七条第一項若しくは第三項、 (第三十一 条第一項若しくは第七項、 (映画の著作物において複製されている著作物にあつては 第三十三条の二第 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、 (第一号に係る部分に限る。 第四十一条から第四十二条の二まで、 (第一号に係る部分に限る。 第三十三条第 条第 映画の著作物の複製物を除く。 第四十二条の三第二項、 項若しくは第 第四十七条の二、 一項若しくは第七項又は第四十二条の規定に (第三十一条第一項若しくは第七項、 一 項、 一項 以下この条において同じ。 第三十三条の二第一項、 三項、 第三十三条の三第一項若しくは (同条第四項において準用する場 第三十三条の二第一項、 第四十七条の四又は第四十 以下この条において同じ。 第四十七条の二、 第四十七条の二、第四十 以下この条において同じ 第三十六条第一項、 第四十六条、 ただし、 第三十七条第三項 これらの規定の 第四十二条の三 を第三十条の三 第三十条の 第四十七 第三十三 第四十七) を 除 第三十 第 第 第

第四十七条の七 三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項 作物の複製物 条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に 第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、 係る場合にあつては、 物 七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作 三第二項、 適用を受けて作成された複製物 七条の五の規定により複製することができる著作物は、 条第一項若しくは第三項、 ら第四十二条の二まで、 三十七条、第三十七条の二(第二号を除く。 第四項、 合を含む。)、 三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。 条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、 三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、 、第三十九条第一項、 若しくは第三項 当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。)、第三十二条、 第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の 第三十一条第一項若しくは第三項 の複製物 項、 第三十一条第一項若しくは第三項、 の譲渡により公衆に提供することができる。 第三十四条第一項、第三十五条第一項、 第四十七条第一項若しくは第三項、 第四十七条第一項若しくは第三項、 (第三十一条第 (映画の著作物において複製されている著作物にあつては 第三十三条の二第 第三十条の二第二項、第三十条の三、 (第一号に係る部分に限る。 第三十三条第一項 映画の著作物の複製物を除く。 第四十二条の三第二項、 第四十条第一項若しくは第二項、 第四十七条の二、 一項若しくは第三項又は第四十二条の規定に (第三十一条第一項若しくは第三項 項、 第三十三条の二第一項、 第三十三条の三第一項若しくは (同条第四項において準用する場 第三十三条の二第一項、 以下この条において同 以下この条において同じ。 第四十七条の四又は第四 第四十七条の二、 第四十七条の二、第四十 以下この条において同じ 第三十六条第一項 第四十六条、 ただし、 第三十七条第三項)を第三十条の三 第三十条の四、 これらの規定 第四十二条の三 第四十一条か 第三十条の 映画の著 第四十七 第四十七 第三十三 第

(こ) では他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでの複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若し譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物

(複製物の目的外使用等

第四十九条 作物の公衆への提示(送信可能化を含む。 を受けて作成された著作物の複製物 条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用 あつては、同号。次項第一号において同じ。 第 に該当するものを除く。)を頒布し、 十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項ま 一第一項、 第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合に 第三十条第一項、 第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。 第四項、 第三十三条の三第一項若しくは第四項、 第七項第一号若しくは第九項第一 第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項 (次項第一号又は第二号の複製物 又は当該複製物によつて当該著 以下同じ。)を行つた者)、第四十一条から第四 号 第三十五条第一項 第三十三条の

を、それぞれ行つたものとみなす。訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製2次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻

一 ~ 六

(略)

定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成さ第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規条の二本文、第四十一条、第四十二条又は第四十七条第一項若しくは条の二本文、第四十一条、第四十二条又は第四十七条第三項、第三十七十三条の三第一項、第三十五条第一項第一号、第二十三条の二第一項、第三第二項第一号、第四項第二十条第一項、第三十条第一項、第三十条第一項第一号、第二項第一号、第四項

ない。 くは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでの複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若し譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 信可能化を含む。以下同じ。)を行つた者)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示 物の複製物(次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。 的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作 しくは第三項、 三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若 三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、 三第一項若しくは第四項、 第 号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の三まで、 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第三項 一号若しくは第五項第一号、第三十三条の二第一項、 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。 第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目 第三十五条第一項、 第三十七条第三項、 同号。 第三十三条の 第四 次項第 (送

二~六 (略)

を、それぞれ行つたものとみなす。訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻

の目的のために、 十五条第一項、 第五項第一号、 項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製 第四十二条又は第四十七条第一項若しくは第三項に定める目的以外 第三十条第一項、 第三十三条の二第 第三十七条第三項、 第四十七条の六第 第三十一条第一項第 項、 第三十七条の二本文、第四十一条 一項の規定の適用を受けて同条第 第三十三条の三第一項、 号、 第三項第 号若しくは

次的著作物の公衆への提示を行つた者れた二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二

二~七 (略)

(出版の義務)

に別段の定めがある場合は、この限りでない。的である著作物につき当該各号に定める義務を負う。ただし、設定行為第八十一条 出版権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、その出版権の目

(略)

及び第百四条の十の三第二号口において「第二号出版権者」という。二 前条第一項第二号に掲げる権利に係る出版権者(次条第一項第二号

次に掲げる義務

· 口

(略)

(出版権の制限)

第八十六条 第七項 権の目的となつている著作物の複製について準用する。 第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、 三項ただし書、 第三十条の四ただし書、 項、 第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第 項、 (同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第 第四十二条の三第二項、 第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、 第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで 第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第 (第 第四十二条第一項ただし書、 第三十条の二から第三十条の四まで、 号に係る部分に限る。)、第三十二条、 第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第 第三十一条第 第四十六条、 第四十七条第一項ただし書及び第 項第一号、 第四十七条第一項及び第三項、 第三十一条第一項及び 第三十五条第 第三十三条第 第三十条の三、 この場合におい 一項た 出版 一項 項

示を行つた者物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提

二~七 (略)

、十一条 出坂を(出版の義務)

に別段の定めがある場合は、この限りでない。
的である著作物につき当該各号に定める義務を負う。ただし、設定行為第八十一条 出版権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、その出版権の目

(略)

において「第二号出版権者」という。) 次に掲げる義務 前条第一項第二号に掲げる権利に係る出版権者(次条第一項第1

イ・ロ (略)

(出版権の制限

第八十六条 第三項 の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十 ただし書、 権の目的となつている著作物の複製について準用する。 第三十条の四ただし書、 第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、 項、 項、 第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第 (同条第四項において準用する場合を含む。) 、第三十三条の二第 第四十二条の三第二項、 第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、 第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで 第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第 (第一号に係る部分に限る。)、第三十二条、 第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、 第三十条の二から第三十条の四まで、 第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項 第四十六条、 第四十七条第一項及び第三項、 第三十一条第一項 第三十三条第一項 第三十条の三、 この場合におい 第四十七条 出版 反び

の」と読み替えるものとする。作権を」とあるのは「出版権作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書

。 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす

を行つた者 を行つた者 を行つた者 を行つた者

くは第七項第一号、 の複製物を頒布し、 以外の目的のために、 くは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的 第四十二 二本文(同条第二号に係る場合にあつては、 しくは第四項、 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若し 一条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若し 第三十五条第一項、 第三十三条の二第一項、 又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提 これらの規定の適用を受けて作成された著作物 第三十七条第三項、 同号)、第四十一条から 第三十三条の三第一項若 第三十七条の

三・四 (略)

3 第三十六条第一項、 る部分に限る。 第三十三条の二第一項、 第三十条の二から第三十条の四まで、 第三十七条第二項及び第三項、 第五項、 第三十三条の三第四項、 第七項前段及び第八項、 第三十 一条第二項 第三十七条の二(第 第三十五条第 第三十二条第一項 (第二号に係 一 項、

る。権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとす「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす

、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者的記録として複製することにより作成されたものを含む。)を頒布しま第七十九条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁図画として複製することにより作成された著作物の複製物(原作のまでによりのでででである目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて原第三十条第一項に定める私的使用の目的又は第三十一条第五項第一

の複製物を頒布し、 以外の目的のために、 くは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的 第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若し 二本文(同条第二号に係る場合にあつては、 くは第三項第一号、 示を行つた者 しくは第四項、 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若 第三十五条第一項、 第三十三条の二第一項、 又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提 これらの規定の適用を受けて作成された著作物 第三十七条第三項、 同号)、第四十一条から 第三十三条の三第一項若 第三十七条の

三・四 (略)

、第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第一項、第四十一条、、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項項、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項3 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第三項前段及び第四

書中 的となつている著作物の公衆送信について準用する。この場合において は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十 権者」とあるのは し書、 第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただ 七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、 十二条の三第二項、 九条の出版権の設定を受けた者又は」と、 とあるのは 三十条の四ただし書、第三十一条第五項、 し書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中 二号を除く。)、 「出版権の」と読み替えるものとする。 第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、 「著作権を」とあるのは 第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただ 「出版権者の」 第四十条第一項、第四十一条、 「出版権者」と、 第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、 と 「出版権を」 「著作権者若しくはその許諾を得た者又 第三十 第三十五条第一項ただし書、 第四十七条の五第一項ただし と 条第一 「著作権の」とあるのは 第四十二条の二、第四 項中 第三十条の三、 「著作権者の」 出版権の日 第四十 「著作 第 目

(著作隣接権の制限)

第百二条 (略)

2 { 8

略

百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。
・次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第

四項、 項第 七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために 第四十一条から第四十二条の三まで、 -号l 一項第一号、 一項において準用する第三十条第 項から第三項まで、 第三十五条第一項、 第三十三条の二第一項、 第二項第 第三十七条第三項、 第四十七条第 一号、 第四項、 第三十三条の三第一項若しくは第 第四十三条第二項、 項、 一項若しくは第三項、 第七項第一号若しくは第九 第三十条の三、 第三十七条の二第二号 第四十四 第三十一 第四十

> 読 」とあるのは 作権者」とあるのは「出版権者」と、 だし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項た 書、 だし書並びに第四十七条の五第一 る。 の規定は、 項及び第三項、 第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、 第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項た み替えるものとする 第三十条の三、 この場合において、第三十条の二第 出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用す 「出版権を」 第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五 第三十条の四ただし書、 と 「著作権の」とあるのは 項ただし書及び第二項ただし書中 同条第 一項ただし書及び第二項ただし 第三十五条第一項ただし書 項ただし書中「著作権 第四十七条第二 「出版権の」と

(著作隣接権の制限)

2~8 (略)

第百二条

(略

百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。
9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第

0) 条第一項第一号、 一条の三まで、 第 五第一 第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、 第四十七条第 項、 一項において準用する第三十条第 項に定める目的以外の目的のために、 第三十三条の三第一項若しくは第四項、 第四十三条第二項、 一項若しくは第三項、 第三項第一号若しくは第五項第一 第四十四条第一項から第三項 第四十七条の二又は第四十七条 項、 第三十条の三、 これらの規定の適用を 第四十一条から第四十 号、 第三十五条第一項 第三十三条の 第三十 くまで

た者 該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つ 又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当 これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、

二 ~ 五 (略)

第五章 著作権等の制限による利用に係る補償金

第 節 (略)

(私的録音録画補償金を受ける権利の行使

第百四条の二 含む。 のみ行使することができる。 受けた団体 意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、 掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同 受ける権利を有する者(次項及び次条第四号において「権利者」という 的録音録画補償金」という。)を受ける権利は、私的録音録画補償金を)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、 以下この節において同じ。)の補償金 (以下この節において 第三十条第三項 (第百二条第一項において準用する場合を 「指定管理団体」という。 (以下この節において「私 それぞれ当該指定を によつて 次に

(略)

2 金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。 指定管理団体は、 権利者のために自己の名をもつて私的録音録画補償

一節 図書館等公衆送信補償金

(図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使)

第百四条の十 条の十の五第二項において同じ。 項にお <u>。</u> て準用す 第三十 る場合を含む。 条第五項 の補償金 第百四条の (第八十六条第三項及び第百二条第 (以下この節において「図 + -の四第 項 及び第百四

> 当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送 受けて作成された実演等の複製物を頒布し、 に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者 又は当該複製物によつて

二 ~ 五 略

第五章 著作権等の制限による利用に係る補償金

一節 (略)

第

(私的録音録画補償金を受ける権利の行使

第百四条の二 行使することができる。 体」という。)があるときは、 意を得て文化庁長官が指定するもの 掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一 受ける権利を有する者(次項及び次条第四号において「権利者」という 的録音録画補償金」という。)を受ける権利は、私的録音録画補償金を 含む。以下この節において同じ。)の補償金)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、 第三十条第三項 (第百二条第一項において準用する場合を それぞれ当該指定管理団体によつてのみ (以下この節 (以下この節において「私 にお 個に限りその同 指定管理団 次に

略

2 上又は裁判外の行為を行う権限を有する。 ために自己の名をもつて私的録音録画補償金を受ける権利に関する裁判 前項の規定による指定がされた場合には、 指定管理団体は、 権利者

(新設)

(新設)

団体」という。)によつてのみ行使することができる。

「大いう。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であって、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもので、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもので、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもので、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもので、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものである。

る。 補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有す 補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有す 指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて図書館等公衆送信

(指定の基準)

ば前条第一項の規定による指定をしてはならない。第百四条の十の三、文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなけれ

一一般社団法人であること。

次に掲げる団体を構成員とすること。

の利益を代表すると認められるもの で利益を代表すると認められるもの の利益を代表すると認められるもの の利益を代表すると認められるもの の利益を代表すると認められるもの の利益を代表すると認められるもの の利益を代表すると認められるもの の利益を代表すると認められるもの

と認められるもの 等公衆送信に係る著作物に関する第二号出版権者の利益を代表するとする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において図書館とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において図書館

であること。 三 前号イ及びロに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるもの

(新設)

- イ営利を目的としないこと。
- 一 その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
- を有すること。 おいて「補償金関係業務」という。)を的確に遂行するに足りる能力務(第百四条の十の六第一項の事業に係る業務を含む。以下この節に 権利者のために図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する業

(図書館等公衆送信補償金の額)

ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

体は、図書館等公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けな図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団第百四条の十の四 第百四条の十の二第二項の規定により指定管理団体が

2 前項の認可があつたときは、図書館等公衆送信補償金の額は、第三十

条第五項の規定にかかわらず、

その認可を受けた額とする。

れるものの意見を聴かなければならない。 を設置する者の団体で図書館等を設置する者の意見を代表すると認めらる 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、図書館等

4

- 本学権した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしることができることにより特定図書館等の利用者が受ける便益その他のることができることにより特定図書館等公衆送信の態様に照らした著作権者等のることができることにより特定図書館等公衆送信の態様に照らした著作権者等のることができることにより特定図書館等公衆送信の態様に照らした著作権者等のることができることにより特定図書館等公衆送信の態様に照らした著作権者等のではならない。

新設

(新 設)	必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。 「報告の徴収等) (報告の徴収等) 、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資本運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対しな運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督といる。
	長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するための第出した額に相当する額を、著作権、出版権及び著作隣より算出した額に相当する額を、著作権、出版権及び著作隣より算出した額に相当する額を、著作権、出版権及び著作隣を関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事を出しなければならない。
(新 設)	第百四条の十の六 指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の総額のう ものとし、指定管理団体は、第三十一条第五項の規定の趣旨を考慮して 当該分配に関する事項を定めなければならない。 当該分配に関する事項を定めなければならない。 (著作権等の保護に関する事業等のための支出)
(新設)	ときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け第百四条の十の五 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとする(補償金関係業務の執行に関する規程)

(政令への委任)

金関係業務に関し必要な事項は、政令で定める。第百四条の十の八。この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償

第三節 授業目的公衆送信補償金

(授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使)

第百四条の十一 第三十五条第二項(第百二条第一項において準用する場 等百四条の十一 第三十五条第二項(第百二条第一項において準用する場 第百四条の十一 第三十五条第二項(第百二条第一項において準用する場 第百四条の十一 第三十五条第二項(第百二条第一項において準用する場 を含む。第百四条の十三第二項及び第百四条の十四第二項において同 を含む。第百四条の十三第二項及び第百四条の十四第二項において同 を含む。第百四条の十三第二項及び第百四条の十四第二項において同 第百四条の十一 第三十五条第二項(第百二条第一項において準用する場

る。 補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する 指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて授業目的公衆送信

第百四条の十二~第百四条の十七

(略

(新設)

第二節 授業目的公衆送信補償金

(授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使)

第百四条の十一 第三十五条第二項 う。 者 使することができる。 管理団体」という。 その同意を得て文化庁長官が指定するもの 利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限 じ。)の補償金 合を含む。第百四条の十三第二項及び第百四条の十四第二項において同 (次項及び次条第四号において「権利者」という。) のためにその権)を受ける権利は、 (以下この節において「授業目的公衆送信補償金」とい) があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行 授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する (第百二条第一項において準用する場 (以下この節において 「指定

裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。ために自己の名をもつて授業目的公衆送信補償金を受ける権利に関する2 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者の

第百四条の十二~第百四条の十七(略)